

平成31年度佐賀県小・中学校学習状況調査に関する実施要項

平成31年3月11日

佐賀県教育委員会

1 調査の目的

学習指導要領に示されている目標や内容の定着状況、学習に対する意識・態度や生活習慣及び教師の指導に関する意識を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

各学校は、児童生徒一人一人の調査結果を踏まえた指導改善を行うとともに、教育委員会は、課題解決に向けた施策の見直しや充実を図る。

なお、調査に当たっては、市町教育委員会と県教育委員会が連携・協力し、実施する。

2 調査対象及び調査時期

調査	校種	対象学年	対象範囲	実施日
4月	小学校	5年生	全児童生徒	4月18日(木)
	中学校	1年生・2年生		
12月	小学校	4年生・5年生・6年生		12月3日(火)・4日(水)
	中学校	1年生・2年生		

※ 特別支援学校及び特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、対象教科にかかる当該学年の内容の指導を受けていないものは、調査対象としない。

3 調査内容と方法

(1) 教科に関する調査

学習指導要領の各教科に示されている目標や内容に関する調査を下表により実施する。

[4月調査]

対象学年		4月18日(木)		出題範囲
小学校	5年生	国語	算数	前学年までの内容とする。
中学校	1年生	国語	数学	
	2年生	国語	数学	

※ 調査所要時間は、小学校は1教科45分、中学校は1教科50分とする。

[12月調査]・・・基幹調査

対象学年		12月3日(火)		12月4日(水)			出題範囲
小学校	4年生	国語	算数	理科	社会	平成31年3月に提示する。	
	5年生	国語	算数	理科	社会		
	6年生	国語	算数	理科	社会		
中学校	1年生	国語	数学	理科	社会	英語	
	2年生	国語	数学	理科	社会	英語	

※ 調査所要時間は、小学校は1教科45分、中学校は1教科50分とする。

(2) 学習や生活習慣等に関する児童生徒意識調査

4月実施の教科に関する調査を受けた児童生徒全員について、学校で設定した時間に実施する。(所要時間は15分程度)

(3) 学習指導等に関する教師意識調査(4月調査)

対象学年児童生徒の対象教科を担当している教職員について、平成31年2月に実施する。

4 データの処理

(1) データの取扱い

実施日に調査された結果のみを県のデータとして取り扱う。後日、調査を実施した場合は、県のデータには含まない。

(2) 採点及び入力

- ① 採点は、各学校で行う。当該教科を指導する教員を中心に、学校内で協力体制を整えて行う。
- ② データ入力は、各学校から諸調査集計・分析システム（以下「分析システム」という。）により行う。なお、入力作業については、学校内で協力体制を整えて行う。

[4月調査]

対象学年	調査内容	データの入力期間
小学校5年生 中学校1年生	教科調査	4月18日（木）～5月31日（金） 正午完了
中学校2年生	児童生徒意識調査	4月18日（木）～5月31日（金） 正午完了

[12月調査]

対象学年	調査内容	データの入力期間
小学校4年生 小学校5年生 小学校6年生 中学校1年生 中学校2年生	教科調査	12月3日（火）～1月7日（火） 正午完了

(3) 集計・分析

- ① 県全体の集計を分析システムにより行う。
- ② 各教科については、設問別、評価の観点別及び内容・領域別に正答率を集計し、調査結果から見られる傾向及び課題を分析する。
- ③ 児童生徒意識調査、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査については、設問ごとの回答状況を集計する。
- ④ 各教科の正答率と児童生徒意識調査とのクロス集計を行い、分析する。

(4) 返却・公表

- ① 調査結果のデータは、分析システムにより、利用者に応じて市町別、学校別、学級別及び個人別に返却する。後日、調査を実施した場合の学校別データや児童生徒個人データ（個票）についても、他と同様に返却する。
各学校における個票のダウンロードが可能となる期日（予定）は、4月調査は6月7日（金）から、12月調査は1月15日（水）からとする。
- ② 調査概要は、分析システムにより、県全体の調査結果を公表する。

(5) セキュリティー

- ① 調査における一連の作業、データの取扱いや保管等については個人情報保護を徹底する。
- ② 教職員は、事前に SEI-Net の ID、パスワード等が有効であるかの確認を行い、ログインできることを確認しておく。

5 調査結果の活用

(1) データ分析に基づく指導改善

- ① 各学校は、自校の分析を行い、学力向上や学習習慣・生活習慣に係る課題を明らかにする。
- ② 各学校は、分析結果を有効に活用し、明らかになった課題については、具体的な方策をたて、各学年での指導の工夫改善や学校・家庭・地域における学習環境の改善に取り組む。

(2) 教員の指導力向上

- ① 各学校は、意図的・計画的な校内研修に取り組み、課題解決のために教員の指導力向上を図る。
- ② 県教育委員会は、各種研修会の開催や校内研修への援助を通して、各市町教育委員会や各学校における学力向上や課題解決への取組を支援する。

(3) 教育施策の見直し・改善

県教育委員会は、学習状況の全県的な課題を明らかにし、教育施策の見直しや改善充実を図る。

6 調査結果の取扱いに関する配慮事項

本実施要項で取り扱う調査結果については、全国調査の実施要領の「8. 調査結果の取扱い（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項」に準じて取り扱うこととする。